

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性
第1条	目的	この条例は、泉大津市議会（以下「議会」という。）及び泉大津市議会議員（以下「議員」という。）の責務及びあるべき姿を明らかにするとともに、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	・この条は、本条例制定の目的を規定しているものであり、評価・検証の対象外とする。	—	—
第2条	基本理念	議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮するために、情報公開と市民参加を原則とし、地方分権時代にふさわしい市民に身近な存在として、市民の負託にこたえとともに、絶えずその在り方を検証し、改革に努めるものとする。	・令和元年以降、議会改革検討協議会を26回開催し、議会の機能の充実強化、議会審議等の活性化及び議会活動の透明性等の向上に向けた調査及び検討を行っている。	C	無
第3条	議員のあるべき姿	議員は、議会を構成する一員として、本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じ、議案の提出を行うものとする。 2 議員は、市民の多様な意見を市政に適切に反映させるため、市政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて市長等に対し、資料の提出や説明を求めることができるものとする。 3 議員は、その活動について市民への広報に努めなければならない。 4 議員は、その資質の向上に向け、不断の研さんに努めなければならない。	・議会提出議案件数（選挙・選任を除く） 令和元年度 9件 （意見書5件、請願1件、その他3件） 令和2年度 18件 （意見書9件、請願1件、その他8件） 令和3年度 14件 （意見書6件、決議2件、その他6件） ・議員それぞれが、さまざまな手段を講じ、議会活動に関する情報発信を行っているほか、研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。	B	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性	
第4条	会派	<p>議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。</p>	<p>・現在、本市議会には7会派があり、意見書などの議会議案についての調整や、議会運営の課題等に関して、意見集約に努めている。</p> <p>・会派代表者会議開催数 令和元年度 3回 （議会運営に関する件2回、義援金に関する件1回） 令和2年度 2回 （議員の身分に関する件2回）</p>	C	<p>【おづ】会派内の「合意形成について」方策を検討する。</p> <p>【公明党】会派を構成する議員間では常に情報交換を行い、会派としての統一的な意志の確認を行う必要がある。</p> <p>【市民みらいネット】一人会派や、会派に属さない議員への考え方など、再考の必要性についても考えるべきであり、今すぐの改正はないとしても今後、議論の上で改正もあり得ると考える。</p> <p>【日本共産党】一人でも会派を認めるか、議員の発言権の格差をなくす必要がある。議員は各々が有権者からの信託を受けているもので、会派に所属するか否かで、議員としての発言の権利に格差があってはならない。</p>	無
第5条	議会のあるべき姿	<p>議会は、透明性及び公正性を確保し、市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 情報の公開の推進については、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>・正副議長選挙は、従来、指名推選を行っていたが、経過を明らかにし、透明性のある議会を目指すため、令和元年度から所信表明演説会を開催したうえで、投票により行っている。</p> <p>・本会議での採決の状況について、ホームページ等を通じ公開している。</p> <p>・傍聴者の服装（コート・マフラー着用等）に制限を加える規則の見直しや、議場傍聴席の手すり設置など、開かれた議会の環境づくりに努めている。</p>	C	<p>【おづ】議会運営上、当然ルールが必要と考えている。このルールの部分をより市民の皆様へ周知していくことが「わかりやすい議会」の要素ではないだろうか。</p> <p>【公明党】原則情報公開を確認し、できていない会議についてはその手法についてできる箇所から細かく議論すること。</p> <p>【日本共産党】どのように議会運営が議論されているのかは重要な点で、議会運営委員会のインターネットでの公開とすべき。また、市政に関わる重要な問題が議員総会という非公開の場で説明されている。それをもって市は市民への説明も議員にしているからという理由にされており、それならば公開としなければならない。議会改革検討協議会もどのように議会改革に取り組んでいるのかを市民に知ってもらうためにも公開としていくことが望ましい。</p>	無
第6条	適切かつ効果的な議会運営	<p>議会は、その機能を最大限に発揮するため、議案の審議等に当たり、適切かつ効果的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 定例会の回数については、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>・重点的に審査及び調査を行うため、令和2年度から市立病院整備対策特別委員会を新たに加えるなど、適切かつ効果的な議会運営に努めている。</p>	A	<p>【おづ】今後「通年議会」についても協議していきたい。</p> <p>【市民みらいネット】定例会の途中で発生する議決議案に対しては、臨時議会等で十分な審議の検討も必要と考える。</p> <p>【日本共産党】市長専決処分にあたっては臨時議会の開催などを求めるなど、一定のあり方を検証すべきではないか。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第7条	<p>情報通信技術の積極的活用</p> <p>議会は、議会運営の効率化、迅速化、省資源化等に資するため、情報通信技術を積極的に活用するものとする。</p> <p>2 情報通信技術の積極的活用については、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末を用いた電子媒体による本会議・委員会等の本格的な運営を開始し、ペーパーレスによる省資源化や議会運営の効率化が図られている。</li> <li>・カレンダーアプリ機能を活用し、議会スケジュールの共有を図っている。</li> <li>・事務局から開催通知や市の情報等を迅速に伝達するため、Eメール送信により、各種通知を行っている。</li> </ul>	A	<p>【おづ】傍聴者に対する対応や情報技術の急速な発展に対するより以上の追加策は今後もドンドンと議論していくべきだと考える。</p> <p>【日本共産党】議員から出す発言通告のみ依然手書きのペーパーになっている。メールでの受付も可能にする。</p>	無
第8条	<p>定数</p> <p>議会は、議員の定数について、市民の意思を市政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>2 議員の定数については、別に条例の定めるところによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泉大津市議会議員定数条例を平成30年3月26日付けで改正し、今任期から議員定数1名を減じ16名としている。</li> </ul>	A	<p>【おづ】定数や報酬が戦略的にすぐ市民から起こってくるが市民の納得を得ることが必要である。</p> <p>【日本共産党】これ以上の削減は議会運営、委員会構成上不十分なものになっていき、現行定数は維持していく。</p>	無
第9条	<p>自由な議論の場の設置</p> <p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な議論の場を設置すること等により、議員間の意思疎通の円滑化に努めなければならない。</p> <p>2 議員間討議の詳細については、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書及び決議については、意見書調整の場で議会運営委員会委員が、各会派の意見を確認し、積極的に議論を行い、修正案の可能性も含めて調整に努めている。</li> <li>・議員間討議については、開催実績なし。（令和元年度～令和4年度）</li> </ul>	C	<p>【おづ】議員間討議がスムーズに開催されるような方法論を検討していきたい。</p> <p>【公明党】必要性に応じて実施するべき。</p> <p>【市民みらいネット】議員間討議は実施されていないが、開催に際してはハードルを下げ、より充実した議論をオープンにしていける必要がある。</p> <p>【日本共産党】議員間討議がどのような場面、機会に実施されるべきものなのかを、議会全体として認識を共有できるよう、議員間討議について調査研究する必要がある。</p>	無
第10条	<p>政策討論会の開催</p> <p>議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を持ち、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。</p> <p>2 政策討論会の詳細については、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策討論会については、開催実績なし。（令和元年度～令和4年度）</li> </ul>	C	<p>【おづ】条文だけが立派であっても「実施しなければ何にもならない」という作成当初の考え方があったため。政策討論会も当初は、やる事に意義を求め各種団体との話し合いに到った訳である。しかし、コロナ以降は政策討論会について、違った方法論を検討、研究して、是非実施していくべきだと考えている。</p> <p>【公明党】withコロナの社会が確立されれば、感染対策を十分に行った上での落ち着いた環境の中で、開催を検討すべき。</p> <p>【市民みらいネット】政策討論会が未実施であることから、今後において開催を視野に入れた検討が必要。</p> <p>【日本共産党】政策討論会をどのように開催しているのか他市の事例なども検証、研究していくことが必要。</p> <p>【立志会】運用基準の見直しが必要。（委員会単位で実施できるようにするなど）</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第11条	調査機関等の設置	<p>議会は、その活動に関して必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査又は審査のための機関を置くことができる。</p>	<p>・学識経験を有する者等で構成する調査又は審査機関の設置実績なし。</p>	<p>C</p> <p>【おづ】評価にも明記したが、必要性の検討の場を持ちたい。                  【公明党】先進事例を研究し、設置を積極的に行う必要あり。                  【市民クラブ】今後、深い議論で学識経験者が必要となるケースもあろうかと思うが、必ずしも必要となる事ばかりではないので臨機応変に対応できる体制を整えておく必要があるかと考える。                  【市民みらいネット】市の大きな事業、特別な取り組みにおいては、設置の必要があると考える。今後の運用については更なる協議、検討が必要。                  【日本共産党】市政が行う施策の中で、全市民的に関わる事案（この間と言えば図書館、市立病院移転、市民会館後の公園について）は、市の方針だけでなく議会としての専門家を入れての機関の設置が出来るようにする。実際の運用をイメージすると、現行ではかなりハードルが高く「議決により」とは、「特別委員会の設置同様に議会運営委員会の合意形成の上で、本会議で議決」という意味と解する。そこに至るプロセスとして、「その活動に関して必要があると認める」とは、「必要と認める」という考え方が一方であったとしても、それが全体の意志となとは限らない。多様な意見を互いに傾聴しつつ議論を重ね、より適切な結論に到達することをめざすなら、たとえ「必要と認める」という意見が少数であったとしても、機関の設置を検討するべきであると思う。例えば、議案提案権の行使同様「二人以上の賛同」などのルールをあらかじめ定めてはどうか。そのうえで、学識経験者を招聘するとすれば、その人選はどうするのか？費用負担は？などの課題もあるが、今期の市政で行なわれた例示した事例のように、議会の役割・機能を果たすために、専門機関が活用できるようにすべきと考える。条文を残すことを前提に、実際に運用するための課題の整理を行う必要がある。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第12条	政務活動費	<p>会派は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識した上で、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。</p> <p>2 政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>・政務活動費の交付に関するすべての書類（収支報告書や視察・研修に係る報告書等）を議会ホームページ及び庁舎4階の情報公開コーナーで公開し、使途の透明性を確保している。</p>	<p>A</p> <p>【おづ】現行システムを継続すべし。</p> <p>【公明党】会派だけの運用ではなく、議会全体での政務活動に協力して支出出来る項目への拡大も図るべき。</p> <p>【市民クラブ】政務活動費については不正使用の問題がよくニュースでも取り上げられたりしているが、泉大津市ではすべて公開し、使途は透明性確保されている点は問題ないが、もっと議員活動を広げていくためには正直年間30万円では限られた活動しか出来ないの、検討課題かと思う。</p> <p>【日本共産党】市民的には関心も高いし、議会の信頼性に関わることから、もっと議会として市民に知らせる取り組み、例えば議会だよりやSNSでの発信をしていく。</p>	無
第13条	市民と議会の 関係	<p>議会は、市民の意見を聴く機会を設けるなど、市民が議会の活動に参画する機会の確保を図り、市民の意思を市政に反映することができるよう努めるものとする。</p>	<p>・市民アンケートの実施など、市民の議会に対する意見の把握に努めている。</p>	<p>C</p> <p>【おづ】第2条の項でも明記したが、「市民の参画」の項が不十分だと感じている。市民アンケートを実施していただいたが、アンケートの検証を通してでてきた問題点を広報広聴委員会と共に話し合い、具体のアクションを起こしていきたい。アクションの必要性。第14条とも関連してくるが、何か市民参画の事業を検討していきたい。</p> <p>【公明党】市民参加に係る組織の構築や意見聴取の体制を明確にすること。</p> <p>【市民みらいネット】市民アンケートを新たに実施できたことは評価できるが、その内容を今後の取り組みに活かす取り組みが必要である。</p> <p>【日本共産党】市民と広く意見交換するには、意見交換会を団体だけでなく誰でも参加できる意見交換会や、議会傍聴およびかけ隊の宣伝で市民の意見を積極的に聞く場にするなどの創意工夫が必要。</p> <p>【立志会】市民アンケート結果を有効活用する。（分析も）</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第14条	意見交換会の開催  2 意見交換会の詳細については、別に定めるものとする。	<p>・意見交換会は、新型コロナウイルスの影響により開催されていない期間を除き、毎年開催している。（平成26年から13回開催）</p> <p>・令和元年度以降の開催状況 令和元年7月 泉大津市介護者家族の会 「介護者家族の会の取組や現状と今後の課題について」</p> <p>令和元年12月 泉大津市保護司会及び更生保護女性会 「更生保護団体の取組や現状と今後の課題について」</p> <p>令和4年11月 泉大津市介護者家族の会 「介護者家族の会の取組や現状について」</p>	B	<p>【おづ】意見交換会の団体について、相手先を幅広く選定していく活動の方法論を議論していきたい。</p> <p>【公明党】対面を主としつつも、オンラインでの開催へも道を開く事。</p> <p>【市民クラブ】今後も、いろいろな団体、個人問わず、意見交換会を進めていくべき。</p> <p>【市民みらいネット】新型コロナウイルスにより対面での意見交換会は辛い状況であるが、開催にあたっては、十分な感染防止に取り組んで実施していく方向で考えたい。市民からの申込による意見交換会だけでなく、2020年5月に実施に向けて動いたアウトリーチ型意見交換会にも取り組みたい。また、議会報告会として定期開催している先進市の取り組みを導入する方向で、協議を始める必要があると考える。</p> <p>【日本共産党】団体だけでなく、広く市民からの意見を聞く場を例えばテーマごとに設置するなどが必要。</p> <p>【立志会】アウトリーチ型での実施ができるように要綱の変更もしているためコロナ禍での方法を進める必要がある。</p>	無
第15条	請願及び陳情  2 議会は、審議等に必要がある場合は、当該請願及び陳情者の意見を聴く（以下「意見陳述」という。）機会を設けることができるものとする。  3 意見陳述の詳細については、別に定めるものとする。	<p>・意見陳述の実施状況（令和元年度～令和4年度）</p> <p>令和元年度・・・請願書に関する意見陳述 1件</p> <p>令和2年度・・・意見書に関する意見陳述 2件</p> <p>令和4年度・・・意見書に関する意見陳述 3件</p>	B	<p>【市民クラブ】今後も積極的に請願書、及び意見陳述を受けるべし、又、こういう制度がある事も広く周知すべき。</p> <p>【市民みらいネット】現在徐々に増えている意見陳述件数ではあるが、現行の発言時間では不足と考え、より深く意見を聞く仕組みが必要であると考える。</p> <p>【日本共産党】現行の意見陳述時間をせめて倍にする。</p> <p>【立志会】意見陳述の持ち時間を増やしてもいいのではないか。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性	
第16条	広報広聴機能 の充実	<p>議会は、議会に対する市民の多様な意見を常に把握するとともに、議会だよりやインターネット等の多様な媒体を用いて、又は市民に直接呼びかけを行うなど市民への情報提供に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年6月に広報広聴委員会を設置し、市民アンケートの結果検証を行い、議会だよりの見直し等、広報広聴活動の改善に努めている。</li> <li>・庁舎屋上及び泉大津駅前のデジタルサイネージで本会議の開催案内や、泉大津市公式LINE等で本会議及び委員会の開催日程を通知している。</li> <li>・議会傍聴よびかけ隊を実施し、議会傍聴のPR活動を行っている。</li> </ul>	B	<p>【おづ】市民が情報を受け取りやすく感じる型を広報広聴委員会が中心となって、さらなる知恵をしばっていただきたい。</p> <p>【公明党】広聴機能の充実に特化した対策が急務。</p> <p>【市民クラブ】引き続き継続すべきであるが、議会傍聴よびかけ隊の活動をもう一工夫したいところ。</p> <p>【市民みらいネット】意見交換会の開催方法、アウトリーチ型の実施が先送りのまま検討が進んでおらず、実施に向け準備を進める時期とも考える。また、先進市視察での議会報告会を本市に即した方法（意見交換会に盛り込むなど）の検討が必要と考える。</p> <p>【日本共産党】情報発信という点では、さらなる適宜適切な議会だよりやSNSでの発信は必要だが、常時市民の意見を聴取できるよう議会だよりで市長への意見募集のように議会だよりで議会への意見募集をする。</p> <p>【立志会】議会傍聴よびかけ隊のあり方を考えていく必要があると考える。市民へ向けて議会報告会などを実施してはどうか。</p>	無
第17条	次世代への取 組み	<p>議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への出前講座を開催するとともに、子ども議会等の開催に向けて積極的に関係機関と連携を図り、協力するものとする。</p> <p>2 出前講座、子ども議会等の詳細については、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の議場見学時に、議員が議会についての説明を行っている。（令和2年度以降は新型コロナウイルス感染予防対策のため見学のみ実施）</li> <li>・小中学生子ども議会の実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルスの影響により令和4年度の実施については中止となった。</li> </ul>	B	<p>【おづ】ウィズコロナの考え方に沿って教育委員会との調整を再開すべきと考える。コロナ以前にできなかった「子ども議会」の開催や、出前講座の再開をまず実施していきたい。</p> <p>【公明党】高校への主権者教育の観点からの広がりを目指すべき。</p> <p>【市民クラブ】いつまでも、コロナを必要以上に恐れず、withコロナで動くべきだと思う。</p> <p>【市民みらいネット】子ども議会の開催は、今後も準備を進めていく必要がある。</p> <p>【日本共産党】子ども議会の開催にこだわらず、例えばオンラインで議会について知る機会や直接子ども達と対話できる機会を設けて関心を高める。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第18条	監視機能の充実	<p>議会は、市長等の事務の執行について、調査及び監視をする責務を有する。</p> <p>2 議会は、会議における審議等を通じ、市民に対し、市長等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。</p>	<p>・一般質問を通じて、市長等の事務の執行が適正に行われているかについての確認を行っている。</p> <p>・本会議における議決及び委員会における採決を通じて、市長等の事務の執行についての評価を行い、市議会ホームページや議会だよりに各議員の議案についての賛否を掲載している。</p>	<p>C</p> <p>【おづ】問題点はいろいろあると考えられるが、議会としての調査及び監視の方法論や考え方を議論していく事が今後の取組みと考える。</p> <p>【公明党】事務事業評価を議会全体で行える体制を整えるべき。</p> <p>【市民みらいネット】新規事業について、計画段階での議会への提案を求め、議会での調査研究・議員間討議を行い、市にとってより良い事業にする提案を模索していく必要があると考える。</p> <p>【日本共産党】市長が行っている事務の執行にあたって、その真意を確かめるためなど議員からの求めがあれば、議会として情報公開請求を行なえるようにするなど議会として把握する仕組みを作り、議論の場を設けて評価を明らかにする。</p>	無
第19条	一問一答方式	<p>本会議における一般質問及び委員会における質疑は、論点及び争点を明確にするために、一問一答方式とすることができる。</p>	<p>・一般質問及び予算・決算審査特別委員会の質疑については、2回目以降、一問一答方式を採用している。</p>	<p>A</p> <p>【おづ】今後は、質問時間についての検討が必要と考える。</p> <p>【公明党】理事者答弁について、質問の内容を繰り返す答弁者が多く、審議の遅延に繋がっている。（一括質疑方式のまま）</p> <p>【市民クラブ】一問一答方式だが、一般質問の初回の質問に対してだけ、質問が数点あった場合、最初に全質問に答弁してから一問一答になるので、改善余地あり。</p>	無
第20条	本会議での反問権の保持	<p>市長等は、本会議における議員の一般質問及び質疑に対して、趣旨を確認し、論点を整理する目的に限り、議長の許可を得て反問することができる。</p> <p>2 反問権の詳細については、別に定めるものとする。</p>	<p>・必要に応じて、質問の趣旨確認を行うことにより、論点を整理し、円滑な議事進行が図られている。</p> <p>・反問権の実施状況 平成28年度・・・2件 平成29年度・・・1件</p>	<p>A</p> <p>【おづ】「審議の充実」を。反問権を想定し（ベースとして）議会も市長も共に検討していくべきである。</p> <p>【日本共産党】議会はあくまで議員が質問意見する場であり、反問権は適切な議論にするために行うものとする。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第21条	市長による政策等の形成過程の説明	<p>議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等について、それらの必要性を判断するため、及び市民への分かりやすい公開のため、市長に対して背景、経緯、市民参加、総合計画との接点、財源、効果等の説明を求めるものとする。</p> <p>2 形式、詳細については、別に定めるものとする。</p>	<p>・議会基本条例運用基準に記載されている形式での資料提出を求め、理事者から政策・事業等説明資料の提供及び説明を受けている。</p>	<p>C</p> <p>【おづ】新しい型の方法論の検討が必要と感じるので現況+αのα部分の議論を実施していく。提案事項に軽重はないものの、市民への理解が重要な提案に対する方法論に関してである。</p> <p>【市民みらいネット】現在、情報提供の時期、説明の内容について充分とは言えないと感じている。議会として更なる改善を申し入れ、二元代表制の一翼として、共に市の今後について議論し協議しながら進めていく体制を議会としても、整備すべきであると考えている。</p> <p>【日本共産党】重要な事業、大型事業については、市民への分かりやすい公開として、議会が主催してでも市に説明の場を設けさせるようにするなど、形式的だったり単なる事後報告とならない形態を作っていく必要がある。</p> <p>【立志会】早い目に提示できるのであればもう少し早くに頂きたい。</p>	無
第22条	予算及び決算における政策説明資料の作成	<p>議会は、予算案及び決算を審査するに当たり、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。</p>	<p>・予算案及び決算を審査するに当たり、事業別の資料提出を求め、理事者から一般会計予算（決算）等説明資料の提供を受けている。</p>	<p>A</p> <p>【日本共産党】概要という記載だが、単なる概要ではなく政策の背景、経緯、市民参加、総合計画との接点、財源、効果等を踏まえて内容についての記載を求める。</p> <p>【立志会】第21条に同じ。</p>	無
第23条	政策立案及び政策提言	<p>議会は、議員提案による条例の制定等あらゆる機会を通じ、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策への財源に充てることを目的として、令和2年6月に支給する議員報酬の月額を50%減額する「議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」の議員提案を行った。</p>	<p>C</p> <p>【おづ】当市に限らず、各自治体の現況も同様だと思う。一部進んでいる自治体はあるが、大きな課題である。方向性は具体論が必要と思うが、さけて通れない。一大課題である。議論の対象事項とする。</p> <p>【公明党】活発な意見提案、政策立案の検討の場の設定を望む。</p> <p>【市民クラブ】令和5年度からは統一地方選後の新たなメンバーで政策立案及び政策提言を活発化していけるような取り組みを！</p> <p>【市民みらいネット】他市で既に条例化されている政策など、本市が遅れている件などについて提案するべきである。また速やかに議員提案条例などができる体制を整えるべきであると考えている。</p> <p>【日本共産党】テーマをしばっての政策討論会などの開催を行うことで、合意のとれた内容で、市民にとって必要なことを議会としてまとまって政策提言できるよう取り組んでいく必要がある。他市の先進事例などを調査研究する必要もある。</p> <p>【立志会】政策討論会を通して政策立案につなげていくべき。</p>	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性	
第24条	基本的な計画の議決	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により他の条例に議会が議決すべき事件と定めのあるものを除くほか、市政の全般又は各分野における政策又は施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画のうち特に重要なものの策定、変更（軽微なものを除く。）及び廃止は、同項の規定による議会の議決すべき事件とする。	・長期で重要な計画については、必要に応じて、その取扱いを判断している。 ※（例）「泉大津市公共施設等適正配置基本計画」（平成28年12月6日 議会運営委員会で取扱いを協議）	B	【おつ】重要事案なので、たえず評価検証を。 【公明党】理事者提案の前段階で、常に議論の深まりを意識した議決事件への検討を図ること。 【日本共産党】議会としての行政の行う事業についてどのように情報収集し、独断専行をさせない仕組みづくりが必要。	無
第25条	災害発生時の議会の対応	議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。 2 災害発生時の議会の対応については、別に定めるものとする。	・「泉大津市議会における災害発生時の対応要領」に情報収集連絡票を加えるなど、実態に合った適切なものに改正するとともに、同連絡票を用いて、議員と議会事務局間での通信テストを令和3年1月15日の議会改革検討協議会等で実施した。 ・議場にヘルメットの配備を行った。	B	【おつ】定期的な訓練を実施する事。 【公明党】災害発生時を想定した訓練を実施するべき。 【市民クラブ】「泉大津市議会における災害発生時の対応要領」に情報収集連絡票に加え、昨年（令和3年1月）に通信テストを行ったが、正直ある程度（3ヶ月か半年に1回）くらい通信テストをやらないと、いざという時には、やり方を忘れている可能性大。 【日本共産党】議会としての防災訓練を定期的実施するなど、その都度検証を行い対応力を上げていく。 【立志会】定期的な通信テストや議会の対応の確認をしていく必要がある。	無
第26条	議員の政治倫理	議員は、市民の代表として、良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律するとともに、常に品位の保持に努めなければならない。	・全議員に対して「自治体議員のコンプライアンス」を配布し、議員各自が責任や品位について、再度確認している。	B	【公明党】更なる研修が必要。	無
第27条	議員研修	議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上と、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。 2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深め、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、この条例に関する確認を議員全員で行うものとする。	・南都市議会議長会、大阪府市議会議長会の議員研修会を開催し、議員の資質向上を図っている。 令和元年度 2回 「台風21号を教訓とした災害に強いまちづくり」 「夢と絆」 令和3年度 1回 「南海トラフ巨大地震に向けて」 令和4年度 1回 「SNSで広がる市民とのコミュニケーション～安全で効果的な活用方法とは～」 ・改選後、新人議員に対して研修会を実施するとともに、全議員に対して泉大津市議会関係例規集を配布し、議会基本条例等の確認を依頼している。	B	【おつ】議会としての勉強会の検討、企画をもう少し増加すれば、参加は原則、自由参加とする。 【公明党】議員研修の目的、課題等を議論し、計画的に取り組む事。又、第27条の2については、進め方も含めて具体的に計画する事。 【市民クラブ】時が経てば、人間誰しも忘れるので、意識付けの意識の再確認の意味で研修は重要。今後も定期的な研修を望みます。 【市民みらいネット】次回予定の議会基本条例に関する研修会においても、来年度は改選期を迎えるが、実施し資質向上を図るべきと考える。 【日本共産党】改選後になるが、今回の評価検証を踏まえてのさらなる取り組み内容の改善。この条例制定に取り組むことになった背景やこの議会での経緯、制定にあたっての苦労など当時中心的にされた議員から話を聞くなどして、初心や理念を踏まえる取り組みが出来たらよいのではないかと。また、感染や濃厚接触になっても様々な機会の研修などにも参加できるようリモートでの取り組みを進めていく。	無

## 泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条 文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性	
第28条	議会事務局の機能強化	<p>議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。</p>	<p>・近畿市議会議長会等の研修会のほか、市主催の研修会や各種団体等の活動報告会などに積極的に参加し、事務局職員の調査及び法務機能の強化に努めている。</p> <p>・議会事務局職員は、市の「自主避難所開設の運用に関する内規」の対象職員となっていたが、令和2年度に、この対象から外され、泉大津市議会対策支援本部等の業務に従事できる体制となった。</p>	B	<p>【おづ】サポート機関との調査部門の強化の為、人員の拡大を望む。市長部局との話し合い。</p> <p>【公明党】議会側の指示待ちではなく、議会事務局発信による協議の場を設置する事。</p> <p>【市民クラブ】議会事務局の機能強化は勿論のこと、議員自らの能力向上に向けた勉強を忘れる事なくすすめる。</p>	無
第29条	この条例の位置付け	<p>この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会についての他の条例等を制定又は改廃をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。</p>	<p>・本条例の趣旨に添い、議会に関する条例等の改正を行っている。</p> <p>市民に開かれた議会を目指し、議会傍聴規則（委員会傍聴規則）にある傍聴人の服装（帽子、コート、マフラー）の制限削除及び携帯電話のマナーモードを認める改正を令和4年2月に行った。</p>	B	<p>【公明党】議会に関する条例等を制定又は改廃する機会を増やす事。</p> <p>【市民クラブ】今後も新たな条例制定、又は改廃の必要が出てくれば、その都度この29条の趣旨を尊重し、慎重に審議する事。</p> <p>【日本共産党】議会に関する条例ではあるが、市の条例、計画、事業に対してもこの理念を尊重した対応が求められる。</p>	無
第30条	この条例の評価及び検証	<p>議会は、議員の任期期間中に、この条例の目的が達成されているかどうかの評価及び検証を行い、その内容を公開しなければならない。</p>	<p>・令和4年度末を目標に議会基本条例の評価及び検証に取り組んだ。</p>	B	<p>【公明党】全条の取り纏めを確認し、次期任期中に改善した内容を実施する事。</p> <p>【市民クラブ】今、まさにこの条例の評価・検証が行われている最中であり、今後も任期期間中には続ける必要がある。</p> <p>【市民みらいネット】検証の頻度についても明記するなど検討も必要。</p> <p>【日本共産党】今回の検証はそれぞれの会派から考えを出し合い、結果を公表することになるが、それをどう踏まえて取り組み内容の改善にするのかが大切。改選後になるが、ひとつひとつの項目について多数が改正必要なしだからいいということではなく、個々の意見を踏まえた改善によりさらに条例をよいものにしていく必要がある。</p>	無
第31条	この条例の見直し	<p>議会は、社会情勢の変化、市民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。</p>	<p>・必要に応じて、議会基本条例の改正を行っている。</p> <p>情報通信技術の活用、災害発生時の議会対応を追加（平成30年3月）</p> <p>議員間討議、請願・陳情の意見陳述、議員研修を追加（平成31年3月）</p> <p>議会基本条例の評価及び検証を追加（令和4年3月）</p>	B	<p>【おづ】市民との「意見交換の場を持つ事」の展開検討。</p> <p>【公明党】問題意識を堅持し、先進議会等も参考にたゆまざる改革意識を持つ事。</p> <p>【市民みらいネット】今後も検証を継続して実施するとともに、見直しも行う必要がある。</p> <p>【日本共産党】特に市民の意思をどう把握するのかなどの取り組みの具体化をしていく必要がある。</p>	無